

## 郡山市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興を図るため、クラウドファンディングを活用した資金調達を行う個人、法人、任意団体及び商工団体等（以下「実行者」という。）に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任意団体 同じ目的を持つ複数の者で組織する法人格のない団体をいう。
- (2) 商工団体等 郡山市商工業振興条例（郡山市条例第60号）第2条第1項第2号に定める組合、第3号に定める商工団体、第5号に定める会議所及び第6号に定める商工会をいう。
- (3) クラウドファンディング ウェブサイト（以下「サイト」という。）を活用し、商品又はサービス提供の対価として金銭を充てて行われるクラウドファンディングをいう。
- (4) 事業者 クラウドファンディングのプラットフォームを有し、契約により、利用するサービスを提供する事業者をいう。
- (5) プロジェクト クラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する実行者とする。

- (1) 本市在住の個人又は所在地が市内にある法人、任意団体若しくは商工団体等であること。ただし、本市が行う社会起業家加速化支援プログラムに採択された事業を本市において実施する場合、採択された者は本号に該当しているものとみなす。
- (2) プロジェクトをサイトに公開するために事業者と契約を締結している、又は事業者に必要な申請をし、許諾を得ていること。
- (3) 補助金の交付の申請時に納期の到来している市税等の滞納がないこと。この場合において、任意団体にあつては、代表者（代表者が法人の場合、当該法人）に滞納がないこと。
- (4) 過去に同様のプロジェクトによって、郡山市クラウドファンディング活用支援補助金の交付を受けたことがない者。

(対象プロジェクト)

第4条 補助金の対象となるプロジェクトは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市内における創業
- (2) 新商品及び新サービスの開発並びに販路の開拓

(対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は次のとおりとし、補助金の額は対象経費の3分の2以内で50万円を限度とす

る。

(1) クラウドファンディングに係るサービス利用料

(2) クラウドファンディングに要した経費のうち、別表第1に掲げるもの（目標支援金額又は調達した支援金額のうち、いずれか低い方の額の10%を限度とする。）

2 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外するものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 プロジェクトに要する経費に対し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受ける場合は、この要綱による補助金は交付しない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、プロジェクトをサイトに公開する前に、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

(1) 市税等納税状況確認同意書（第2号様式）

(2) 事業者と締結した契約書等第3条第1項第2号に規定する事業者の許諾及び前条第1項に規定する手数料が分かる書類

(3) 事業者に提出した応募申込書等プロジェクトの詳細が分かる書類

(4) 調達した資金を早期に取得するために事業者が提供するサービスを利用する者にあつては、サービスの内容及び利用料が分かる書類

(5) 専門家による支援を受ける場合は、専門家が行う業務及び費用が分かる書類

(6) 法人及び商工団体等にあつては定款の写し及び事業内容が分かるパンフレット等

(7) 任意団体にあつては規約、構成員名簿及び代表者に係る本項第8号に規定する書類（ただし、法人が代表である任意団体については本項第6号に規定する書類）

(8) 個人にあつては住民票の写し又は別表第2に定める居住を証明する書類。ただし、住民票の写し又はマイナンバーカードで証明するに当たっては、個人番号を見通せない措置を講ずること。

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) プロジェクトの細部の変更であつて、補助金額の増額を伴わない変更

（交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用しないこと。

(2) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、実行者がクラウドファンディングによる資金調達を行えなくなったときは、規則第10条の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

(実績報告)

第10条 補助金交付の決定を受けた者は、クラウドファンディングによる資金調達を行えることとなったときは、サイトを通して資金提供を求める期間（以下「募集期間」という。）の終了日から90日又は募集期間が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 実施状況報告書（第3号様式）

(2) 事業者がクラウドファンディングに係るサービス利用料を支払ったことが分かる書類

(3) 専門家による支援に要した経費を支払ったことが分かる書類

(4) プロジェクト周知に係る印刷費の領収書の写し及び印刷物の写し

(5) 出資者への返礼品の送付に要した経費の領収書の写し

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金交付の決定を受けた者が出資者に対し、商品又はサービスを提供しなかったときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則第18条の規定により期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(令和2年5月1日から令和4年3月31日の間における対象者)

2 施行から令和4年3月31日の間において、第3条に規定する実行者のうち個人及び法人とは、次のいずれかに該当している者とし、規則第4

条の規定による申請に当たり、各号に該当することを証明する書類を添付するものとする。

- (1) 申請日時時点で創業から1年1か月以上の者で、令和2年2月以降に1か月当たりの売上が前年又は前々年同月比で減少している月がある者
- (2) 申請日時時点で創業から1年1か月未満の者又は創業を予定している者で、令和3年1月1日時点で、本市に在住又は主たる事業所を有している者
- (3) 本市において許認可を必要とする業種での創業を予定しており、当該業種の営業等の許認可を得ている又は許認可を得る見込みがある者
- (4) 本市において創業するに当たり必要な不動産に係る賃貸借契約を締結している者

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

対象経費	内容	
専門家による支援に要する委託料等	次の専門家からの支援を受けるための委託料、役務費、報償費及び旅費。	
	ライティング	プロジェクトを掲載するサイト及びプロジェクト周知に係る印刷物作成における、掲載文章の構成又は文章ライティングの指導及び実行に関すること。
	写真、映像撮影及び編集	プロジェクトを掲載するサイト、プロジェクト周知に係る印刷物作成及び返礼品の作成における、写真又は動画の撮影及び編集の指導並びに実行に関すること。
	デザイン	プロジェクトを掲載するサイト、プロジェクト周知に係る印刷物作成及び返礼品の作成における、デザインの指導及び実行に関すること。
	マーケティング	プロジェクトに係る返礼品の制度設計、ブランディング戦略、事業計画、経営企画等の指導及び実行に関すること。
印刷費	プロジェクト周知に係る印刷物の作成	
送料	出資者への返礼品の送付	

別表第2（第6条関係）

第6条第1項第8号に規定する居住を証明する書類は、以下の区分Aのうちいずれか1点又は区分Bのうち2点（2点は別種の証明書類とし、このうち1点以上は顔写真付きのものとする。）の写しとする。

書類区分：A	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）
書類区分：B	官公庁が発行した氏名・住所・生年月日の分かる書類、公共料金の領収書、市税の領収書、母子健康手帳、開業届の写し

第1号様式（第6条関係）

事業計画書

1 実行者の概要

実行者の名称 (個人の場合は屋号)	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
創業年月日	
従業員数	
主な事業内容	
担当連絡先	所属：
	役職： 氏名：
	TEL：
	FAX：
	E-mail：

2 事業計画

プロジェクト名称	
募集期間	年 月 日から 年 月 日まで
募集日数	日
目標支援金額	円
プロジェクト内容	
クラウドファンディングを活用する理由	

第 2 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

郡山市長

住所

氏名

⑩

〔 団体にあつては団体名  
及び代表者氏名 〕

市税等納税状況確認同意書

郡山市クラウドファンディング活用支援補助金の申請にあたり、郡山市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱第 3 条第 3 号に規定する市税等の納付状況について、税務担当課に確認することに同意します。



年 月 日

郡山市長

住所  
氏名

（ 団体にあつては団体名  
及び代表者氏名 ）

実施状況報告書

本様式により提出された内容については、今後、市の本事業周知等に活用されることについて同意します。

プロジェクト名称	
募 集 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
募 集 日 数	日
目 標 支 援 金 額	円
達 成 金 額	円
支 援 者 数	人
プロジェクトの取組み が分かる写真及び解説	
その他特記事項（支援 者の感想、反応、クラ ウドファンディングへ の取組み反響等）	